

平成20年第4回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成20年12月18日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第61号 本巢市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第4 議案第62号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第63号 本巢市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第64号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第65号 本巢市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第66号 本巢市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第67号 本巢市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第68号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第69号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第12 議案第71号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第72号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第73号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 認定第2号 平成19年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第3号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第4号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第5号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第6号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第7号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 議案第74号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第75号 工事請負契約締結について（（仮称）南部ふれあい会館建設工事）
- 日程第23 発議第13号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第24 発議第14号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第25 発議第15号 本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 発議第16号 人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見
書について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（20名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
4番	白井悦子	5番	高田文一
6番	高橋勝美	7番	安藤重夫
8番	道下和茂	9番	浅野英彦
10番	中村重光	11番	村瀬明義
12番	若原敏郎	13番	瀬川治男
14番	後藤壽太郎	15番	上谷政明
16番	大熊和久子	17番	大西徳三郎
18番	戸部弘	19番	高橋秀和
20番	遠山利美	21番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷺見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	杉山勝美	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤壽太郎君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号 9 番 浅野英彦君と10番 中村重光君を指名いたします。

日程第 2 諸般の報告

○議長（後藤壽太郎君）

日程第 2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

○総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、命により総務企画委員会の報告を行います。

去る12月11日午前9時から、本庁舎 3 階第 1 委員会室において総務企画委員会を開催しました。

委員会には議長を含む委員 7 名が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、鷺見総務部長、高田企画部長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者ほか関係職員の出席を求め、付託案件 4 件、議案 2 件の審査及び協議と継続審査となっております地方自治法の改正に伴う本巣市議会会議規則の改正について慎重に協議をいたしました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第61号、議案第62号、認定第 2 号の審査、協議案件、議案第71号についての協議をいたしました。

続いて、企画部関係の付託案件、認定第 2 号の審査、協議案件、議案第71号について協議をいたしました。

また、継続審査となっておりました本巣市議会会議規則の改正について協議をいたしました結果、後ほど議案として皆様方に審議をお願いするところですので、適切な御判断をいただきたいと思っております。

そのほかとして、執行部から樽見鉄道への三木鉄道の中古車両の搬入についてとふるさと“もとす”応援寄付金の申し出状況について、2 件の報告がありました。

以上、報告いたします。

○議長（後藤壽太郎君）

続きまして、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

○文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

文教福祉委員会からの報告を行います。

12月12日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、藤原市民環境部長、村瀬健康福祉部長、杉山教育委員会事務局長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者のほか関係職員の出席を求め、付託案件5件の審査、協議案件3件の協議について慎重に協議をいたしました。

初めに、市民環境部関係の付託案件、認定第2号、認定第3号、認定第4号の審査、協議案件、議案第71号について協議をいたしました。

続いて、健康福祉部関係の付託案件、認定第2号の審査・協議案件、議案第71号について協議をいたしました。

また、教育委員会関係の付託案件、認定第2号の審査・協議案件、議案第71号について協議をいたしました。

最後に、介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める国への意見書採択についての取り扱いについて協議をいたしました。介護は、実際には低賃金、少ない人員配置による長時間労働で過酷な労働実態が慢性化し、離職者が増加する一方、求職者が減少する悪循環を引き起こしている現状、急増する非正規労働者の賃金、労働条件改善を考慮すると提出すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（後藤壽太郎君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会の報告をさせていただきます。

12月15日の午前9時から、糸貫分庁舎2階特別委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には、委員5名と議長が出席し、藤原市長、小野副市長、山田産業建設部長、杉山上下水道部長、山田林政部長、矢野会計管理者ほか関係職員の出席を求め、付託案件12件、審査・協議案件3件について慎重に協議をいたしました。

午前中、市道路線の認定及び廃止に伴う箇所、また真正浄化センター、西部連絡道路第2工区施工現場の現状把握のため現地視察を行いました。

午前1時から産業建設部関係、林政部関係の付託案件、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、認定第2号の審査・協議案件、議案第71号について協議をいたしました。

続いて、上下水道部関係の付託案件、認定第2号、認定第5号、認定第6号、認定第7号の審査・協議案件、議案第72号、議案第73号について協議をいたしました。

最後に、中部地方整備局の事務所、出張所存続と地方分権改革推進委員会の第2次勧告に向けて地方分権改革推進委員会などにおける慎重な審議を求める意見書についての取り扱いについて協議をいたしましたが、資料配付だけにとどめることになりました。

以上、報告をいたします。

○議長（後藤壽太郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第61号及び日程第4 議案第62号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第3、議案第61号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてと、日程第4、議案第62号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第61号と議案第62号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

○総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、ただいま議案となりました案件について総務企画委員会の審査報告をいたします。

議案第61号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について慎重に審査いたしました。特に質疑はありませんでした。

討論を省略し、採決の結果、委員会では、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第62号 本巣市税条例の一部を改正する条例について慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

討論を省略し、採決の結果、委員会では、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（後藤壽太郎君）

議案第61号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第61号 本巣市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号 本巣市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第62号 本巣市税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第5、議案第63号 本巣市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第63号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、報告をさせていただきます。

議案第63号 本巢市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例について慎重に審査をいたしました。特に質疑はございませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第63号 本巢市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号から日程第10 議案第68号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第6、議案第64号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定についてから日程第10、議案第68号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

議案第64号から議案第68号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、報告をさせていただきます。

議案第64号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定について慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

委員会では、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第65号 本巢市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定について慎重に審査をいたしました。特に質疑はございませんでした。

委員会では、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第66号 本巢市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定について慎重に審査をいたしました。特に質疑はございませんでした。

委員会では、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第67号 本巢市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定について、経営改善において3年間の平成23年度において黒字に持っていきたいとの御説明であります。厳しい状況の中、大丈夫かの質疑に、今後において補正予算をお願いをいたしました国土交通省アドバイザー派遣事業で経営改善計画を立てて改善していきたいという答弁でございました。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第68号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定について慎重に審査をいたしました。特に質疑はございませんでした。

委員会では、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（後藤壽太郎君）

議案第64号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この指定管理者の指定につきましては、今、委員長報告では特に質疑がなかったようではありますが、平成19年度の行政改革大綱実施計画の実績報告書がございますが、これを見ますと、8ページにこのように書いてあります。「財団の統合について委員会を立ち上げ、検討していく」ということで、19年度の事業実績の中にこういう文言があります。「平成18年度に地方自治法の改正があり、公益財団の取り扱いが変わったため、それぞれの財団が公益財団として認められるか現時点では不明であり、その結果が平成20年度中に判明すると思われるので、それがわかり次第、統合が可能か再度検討する」というふうの実績報告がなされています。すなわち、20年度、今年度中にこの結果が出て、その結果に基づいて今後統合していくことが可能かどうかという結果が出るというふうに書いてあるわけですね。そうすると、もし統合が可能だということになれば、今回、後にも続きますけれども、指定管理をするということが矛盾を来してくるのではないかとこのように思われますが、一体どういう状況になっているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（後藤壽太郎君）

道下委員長。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

ただいまの質疑につきましては統合問題かと思いますが、その点につきましては協議はなされなかったもので執行部の方からお願いをしたいと思っております。

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田英昭君）

ただいまの御質問についてでございますけれども、御存じのように公益法人制度の改革につきまして、この12月1日から制度の施行があったところでございます。そういった部分の中で、これまで財団の方からは、特にそういった部分の中で意思表示はまだはっきり聞いていない状況でございます。それで、この改革についても、公益財団として申請するのか一般財団として申請するのかと、こういった申請する期間については猶予期間が今後5年間ということで、今現在、各財団のレベルがそれぞれのレベルでございまして、そういった中で鋭意努力をされているという状況でございます。この10月にも3財団と1株式会社が一堂に会していただきましたが、こういった機会を設けましたのは初めてでございまして、そのときに今回の指定管理者といった内容について御説明申し上げたということで、初めて集まっていただきました。

今後につきましては、1月に、きょうの指定管理制度、この議案の方向に基づきまして、指定管理者の協定についてということでまた集まっていただくわけですが、そういった機会をとらえまして、それぞれの財団、団体にそういった公益法人制度の改革に当たります方向性について確認をさせていただきますまして、今後進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

最後に言われた、今後進めていきたいというのは、統合の方向で進めていきたいということなんでしょうか。一般財団であろうと公益財団になろうと、統合することと、どちらであろうと矛盾するものでは必ずしもないわけですね。市の方針としてこれまで行政改革の中でうたわれてきた可能ならば統合していきたいという方向について、その方向で今後も進めていきたいということなんでしょうか。

形態がああだから一般的なのか公益なのかというところの判定がまだ最終的には出ないし、公益になるのは非常に今ハードルが高いようでありますけれども、だから一般になる可能性も結構あるなとは思いますが。それはいずれにしても、どちらであろうとそういう方向で考えてもらえるのかどうかだけ確認をしておきたいと思えます。

○議長（後藤壽太郎君）

山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田英昭君）

最終的に一本化ということについては、御存じのようにそれぞれの組織の理事会、こういったところで方向は決まっていくわけですが、市としまして、この一本化というものが組織運営の効率化につながるということで、そういった方向を出しておるわけでございます。そういったところで細

かい部分での取り組みについて、やはり内容的に差がありますので、そういったものも検討しながら、この組織運営のあり方としては、市としては一本が望ましいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（後藤壽太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第64号 本巣市織部の里もとすの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号 本巣市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第65号 本巣市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号 本巣市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第66号 本巣市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第67号 本巣市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第67号 本巣市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第68号 本巣市根尾林業センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第68号 本巣市根尾林業センターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第69号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第11、議案第69号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案第69号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、報告をいたします。

議案第69号 市道路線の認定及び廃止について慎重に審査をいたしましたが、特に質疑はございませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

道路認定にかかわってくる関係で考え方について少しは変わったのかどうか、お伺いしたいと思います。

今議会に一般質問で徳山団地内の道路と文殊団地内の道路の今後の整備のあり方について、執行部の見解をお伺いした経緯がある。道路認定をしていく場合、道路を市が責任を持って今後維持管理していく段階で認定を受けていくという一つの過程だろうというふうに思います。

今回、私が一般質問の中で、どこにその問題があるのか、あるいは今後どうしていくのかという議論をさせていただいた。当然、認定という議決を経て本巣市が管理をしていく。その中で瑕疵責任が一体どこまで及ぶのかという問題について、非常に今後の大きな課題であろうというふうに思っています。今回の道路認定については、私は多分それに値するような道路はないだろうというふうに思っておりますが、民間の開発業者から寄附を受けて認定をしていく段階において、その瑕疵

責任という問題については何らかの、私が御指摘を申し上げた徳山団地、文殊団地の道路を今後本巢市が維持管理をしていくことも含めての執行部の答弁から考えると、今後、道路認定をしていく、あるいは寄附を受けていく段階において、今までと違った形での協議をされていく必要が出てきたんではないかなと思っておりますが、その点について何らかの質疑があったか、お伺いをしたいと思います。

○議長（後藤壽太郎君）

道下委員長。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

ただいまの質問に対しましては、特にそういった経緯はございませんでした。委員会では協議をなされなかったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

それじゃあ、今、委員会ではそういった協議がなされなかったということであれば執行部の見解だけ伺っておきたいと思います。

○議長（後藤壽太郎君）

山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田英昭君）

開発事業等で寄附を受けた道路関係について、瑕疵責任について今後どうするのかという御質問というふうに理解しておりますが、当然そういったことで寄附を受けた後においても原因となる部分をはっきりしている状況であれば、当然開発者にそういった対応を求めていくということになります。

こういった対応につきましても、徳山団地の問題等におきましても、同様の取り扱いということで考えています。以上でございます。

○議長（後藤壽太郎君）

いいですか。

○19番（高橋秀和君）

はい、結構です。

○議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第69号 市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第71号（質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第12、議案第71号 平成20年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

本来ならば委員会でお伺いしていくべきところでございましたけれども、失念をしておりましたので、1点だけお伺いしたいと思います。

健康福祉部長になりますが、幼稚園の関係ですけれども、説明資料の方を見た方がわかる、単純なのでこちらで申し上げますが、新規入園申し込みが年少の場合70人から78人にふえると。そのために施設整備等の予算が組まれるということと、あわせて一番最後に定員が210人から240人に改正というふうになっています。今までこの年少、年中、それぞれ70人だったということは、1クラス35人学級でやっていたと思うんですね。6クラスですから210人で、35人でちょうど合うわけですが、これが240人になるということは、クラス定員を40人にするということでしょうか。

○議長（後藤壽太郎君）

村瀬健康福祉部長。

○健康福祉部長（村瀬光廣君）

今の御質問のとおり、幼稚園は今まで35人ということでしたけれども、教室の大きさ等を考えまして、40人まで入れるということですので、保護者の御希望になるべくこたえていきたいということで、学校と同じように面積的に1人当たりもクリアできますので、40人に定員も変えていきたいというふうで、今回、予算の方で計上させていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

保護者の希望をなるべくかなえてあげたいという思いでやられていることはわかりますし、その気持ちを否定する気はさらさらありませんけれども、今、小学校1年生、2年生、35人学級という時代ですね。でも、下の幼稚園がそれよりも大きい40人学級というのは、面積の問題ではないですね。先生と子供との関係で少人数学級ということが、この間、進められてきたんですね。じゃあ、本当に幼稚園で40人学級が適正かという、そういう状況から考えれば、必ずしもというか、私から言わせれば絶対適正ではないと思うんですね、40人というのはどう考えても。そのときに、じゃあどうするかという、今現実に要望がある、それをじゃあどう対応するかというところで非常に苦慮されたんだろうというふうに思います。じゃあ、今の段階ですぐ解決はしにくいと思いますけれども、そういうことが今後も起こり得ますし、また逆に、今の経済状況の中で働かざるを得ない人がどんどんふえてきて、幼稚園では困るんで保育園は殺到した場合には、また保育園も同じようなことが起きてきますね。逆にあり得ますね、そういうことも。だから、そういうことを考えてみたときに、この保育園、幼稚園のあり方をどうしていくかというのを根本から早急に手を打たないと、まずい状態がどんどん生まれてくるのではないかと懸念しているわけですが、今回のことについて全く否定ということはしませんけれども、あわせてこれを機会にどうしていくかということについての早急な結論を出して動き出さないと、さらに矛盾が広がっていくような気がいたしますが、その点のお考えをお伺いできればと思います。

○議長（後藤壽太郎君）

村瀬健康福祉部長。

○健康福祉部長（村瀬光廣君）

保育園と幼稚園、それから小学校の人数、いろいろあると思いますけれども、これにつきまして、今後の方向を決めていく中で、前回の一般質問にございましたように認定子ども園等を念頭に置いて、今後アンケートをとって、そして進めていくという考え方は今はあるということでありまして、以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

土木費の道路改良事業で、今回、これ増額だというふうに思っていますけど、予算が示されておりまして神明地区の交差点の改良工事ですが、信号をつけられて、非常に事故が多いところなんで以前から要望が出ていた。あそこの土地が交差点の改良をすることによって、そこの交差点付近の方たちの出入りにかかわってくる問題で非常に見通しが悪いわけですね。北から来るにしても非常に、その部分について住民との話し合いは済んで、その出入りも含めて、特に南側の家は神明地域内から回ってきたときは、すぐカーブのところ近づいて、拡幅されて歩道をつくられていくというふ

うになってくると、家から出られる方たちのことについては、もう十分調整をされて安全に出入りができて、歩道を通っていても問題がないような状況まで調整が済んでいるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（後藤壽太郎君）

山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田英昭君）

この神明交差点の改良については、基本的には県が実施するものでございまして、市としてはこの補正でお願いしたのは、北側の歩道の下に入ります水路について暗渠にするといった対応でございまして。そういった中で信号の交差点改良、主体を県に置きまして、市においても地元の説明とか、そういうのも一緒に出かけておりまして、地域一帯の交通安全対策、そういった説明も含めて地域の声をお聞きしながら進めているものでございまして。以上でございます。

○19番（高橋秀和君）

結構です。

○議長（後藤壽太郎君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第71号 平成20年度本巣市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決しました。

日程第13 議案第72号（質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第13、議案第72号 平成20年度本巣市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第72号 平成20年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決しました。

日程第14 議案第73号（質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第14、議案第73号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第73号 平成20年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15 認定第2号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第15、認定第2号 平成19年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

認定第2号については、各常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員会委員長より協議の結果報告をお願いいたします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

○総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、命により報告をいたします。

認定第2号 平成19年度本巣市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部、企画部、議会事務局及び根尾総合支所に属する決算についての協議では、市税のほか国保税及び給食費等の滞納による収入未済額があるが、滞納整理による優先順位はどのようになっているのかという質問に対し、税優先で行っているが、関係部署と内容を協議し、滞納整理ができるよう検討していきたいとの答弁でした。

市が借地料として借り上げているものの中で平米単価が市場相場に著しく格差が開いているものがあるが是正されないかという質問に対して、内容を精査して、今後は是正できるように取り組んでいきたいとの答弁でした。

市職員の給料がラスパイレース指数から見ても低い位置にあると思うが、合併以後、是正されたかという質問に対し、合併時における調整以後においては是正措置はしていないとの答弁でした。

市職員の大量退職が始まっている中、次代を担う若手職員の採用計画による組織づくりはよいかという質問に対し、職員の定員管理の中で対応することとし、専門的な知識を必要とする職員については計画的に採用していくとの答弁でした。

市主催で4月開催しているうすずみレセプションの式典内容について、観光客等の目線から見直しをする時期が来ているのではないかという質問に対し、総務企画委員会で協議会において今後の内容のあり方について御協議を願いたいとの答弁でした。

以上、主な質疑に対するの答弁内容でございます。

○議長（後藤壽太郎君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

○文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、文教福祉委員会協議付託の報告をいたします。

認定第2号 平成19年度本巣市一般会計歳入歳出決算のうち、市民環境部、健康福祉部、教育委員会及び根尾総合支所に属する決算についての協議では、まず中で市民環境部の関係では、環境総合調査の結果、おおむね良好だが、農業用の用水についてはpHが基準値を上回っている、今後の対応はとの質疑に対し、経年横ばいであり、引き続き調査をするという答弁がありました。

健康福祉部関係では、障害児保育の県補助金が予算と比べて大きく減額になった理由はとの質問に、県の補助単価、補助基準の変更のためとの説明がありました。

また、無認可保育室への補助金が瑞穂市や岐阜市は、岐阜県の基準でゼロ歳児の場合3万5,130円に比べ本巣市は1万2,000円と低いなどの質疑に対し、岐阜県の水準に改正の準備をしているとの回答がありました。

保育園、幼稚園のクラス担任の正職員化について、4年前に22クラス中7クラスが担任が正職員でなく、順次解消するとの答弁がされていたが現状はとの質問に、臨時職員が8人おり、方向性を

つけていきたいとの答弁がありました。

留守家庭教室の利用が急増しているが、例えば糸貫において現状で対応が可能かとの質問に、各小学校ごとにした場合、現施設の活用を含め方向性を考えていきたいとの答弁がありました。

19年度の幼児教育体制研究会報告書では、本巢保育園で建てかえに合わせ西保育園を統合するとの方針が示されたが、行政改革大綱の19年度実績報告書では、2園を統合し、うち1園を増築となっているのはおかしいのではないかと指摘に、「新築」とすべきところを「増築」としたということで間違いとの説明がありました。

母子家庭自立支援給付金が予算に対し決算額が4分の1になっているのはとの質疑に、訓練の内容によって金額の差があり、今回は看護師と医療職の2人の申請があったとの説明がありました。

障害者自立支援法による影響はとの質問に、就労支援として市独自の助成をしており、自立支援法によってサービスの利用をやめたという話はないとの答弁がありました。

教育関係では、いじめ・不登校問題等対策会議の内容はとの質問に、委員15人で年2回会議を開き、いじめ・不登校の問題では、教育相談総括指導員や教育相談員、子供と親の相談員、メンタルフレンド事業などを通じ不登校児童の予防、指導、助言に努めていきたいとの説明がありました。

また、水辺の楽校の現状はとの質問に対し、サッカーグラウンド等の利用が少なく、今後の取り組みを木曾上と協議をするとの答弁がありました。以上であります。

○議長（後藤壽太郎君）

次に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、付託されておりました認定第2号についての報告をいたします。

認定第2号 平成19年度本巢市一般会計歳入歳出決算のうち、産業建設部、林政部、上下水道部、根尾総合支所に属する決算についての協議では、委員からの質疑では、目で土木総務費内の備品購入費1,837万5,000円の支出済額があるが主なものは何かの質疑において、ロータリーの除雪車の購入であり、入札差金がありましたが、補正予算で既に減額をしておりますとの答弁でございました。

また、問題となっておりました除雪作業における業者委託料における待機料はどのように考えているのかの質疑において、今年度から基本料の支払いを考えています。基本料については、本巢市建設業界などの要望を受けて市独自の料金の設定を行っていますとの答弁でございました。以上でございます。

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 高田文一君。

○5番（高田文一君）

総務企画委員会の報告の中で、滞納の件が議論されたように報告がございました。市税、それから国保税、使用料の収入未済額が年々増加しているというふうに監査委員の審査意見の中でもあります、特にその中で最近顕著になっている未済額ですね、特にふえていくんですが、その中でも顕著になっている未済額、その原因、要因といいたいまいしょうか、そういうものははっきりしているものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後藤壽太郎君）

鷲見総務部長。

○総務部長（鷲見良雄君）

市税におきましての未済額につきましては、平成19年度には税源移譲ということで非常に個人市民税を中心に未済額がふえているわけでございますが、これら等については、税金が大幅に地方に配分されたこと等に伴うものでございます。そのほかについては、おおむね前年度並みの収入になっているかと考えております。

いずれにいたしましても、税の公平の原則をかんがみたときに、しっかりと徴収をしていかなきゃいかんということで、現在も滞納処分を必死に職員一丸となって対応している現状でございます。

今年度の額につきましては、平成19年度にはそういう要因があったということで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

5番 高田文一君。

○5番（高田文一君）

了解しました。もう1点お願いしたいと思います。

文教福祉委員会の中で行政改革大綱の実施計画の実績の中で、増築が間違いでありましたというように報告がございました。それは間違いのないですね。間違いという報告は間違いじゃないんですね。と申しますのは、このホームページの実績報告を見ますと、本巣地域では施設整備に伴い、3園を2園に統合し、うち1園を増築と、「増築」という言葉がこの文章からいきますと、脱字じゃもちろんございませんし、誤字というふうにはなかなか判断しにくいわけなんですけど、と申しますのは、今までの市長の答弁の中で、例えば6月の答弁の中では「用地購入などの課題があれば、できるだけ早く取り組む」、今度9月の答弁の中では「財政計画を踏まえて計画的に進んでいる」というふうに答弁されていますし、さらに12月、今回の答弁の中では「耐震診断を実施し、必要に応じて耐力調査をする」と、新しい文言、考え方を答弁されております。当然ながら「財政と整合性を図る」というふうに答弁されておりますので、どうもそういう答弁の今まで経緯と今回のホームページの実績報告というのは、私は一連性があるんだというふうに勝手に思っているんですが、今、間違いは間違いでないというふうにおっしゃったんで、新築ということに訂正をされたようでございますけれども、このことについて新築はそうであるというふうに再度確認をしたいんですが、答弁いただけますか。

もう少し、それじゃあ、説明を加えさせていただいてよろしいですか。

この問題は、くどいようでございますけれども、高橋議員がおられますけれども、本巢市の幼児教育に関する検討委員会で高橋委員長が当時の市長に提言されたわけでございます、それを受けて本巢市幼児教育体制研究会が発足しながら、協力やら時間やら等を重ね真剣に協議されてきたものがちょうど1年前でございますけれども、1年前の12月13日の第20回の全協でそのような内容が報告されましたので、私はそれはずうっと生きているというふうに思っています。そういうことで間違いを間違いと、新築というふうに訂正をされましたので、その点も含めて、さらにお考えを聞きたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長（後藤壽太郎君）

村瀬健康福祉部長。

○健康福祉部長（村瀬光廣君）

本巢保育園の本巢市幼児教育体制研究会での結果報告につきましては、そういう形で2園を統合しという形になっております。それにつきまして、現在、私どもの方では本巢保育園の新築等につきまして、いわゆる耐震、それから耐力度調査をして、そして十分に決めていきたいという考え方でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

5番 高田文一君。

○5番（高田文一君）

12月の答弁の中では耐力調査をやられるということですが、これは当然来年度の予算の中で計上しながら進めていかれるということでございますけれども、今言うように、幼児教育体制研究会の報告の中でもきちんと年次ごとに真正保育園、糸貫幼稚園、本巢保育園、それぞれ年次ごとに計画がされておりますが、そのことは当然同時に進めていかれるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（後藤壽太郎君）

村瀬健康福祉部長。

○健康福祉部長（村瀬光廣君）

考え方としまして、やはり調査をしまして進めてまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

5番 高田文一君。

○5番（高田文一君）

先ほど言いましたように、その12月のちょうど1年前の議会の中でそういう報告を受けましたので、私ども議員、ほかの議員さんもそうだと思いますけれども、素直にこのことを受けて、こういう施設が前へ前へ進んでいくのかなということでございますので、中村議員もそうだと思いますが、

各自治会では既にずうっと報告をいたしましたし、私も少なくとも8カ所の自治会の総会では、総会ですから、どうでしょう、70%以上の方が御出席になっていると思いますが、そういうところでこの報告を、きちんと間違いなく報告をさせていただきましたし、さらに私どもの市民クラブの1月号の2面で細かく本巢市の全世帯へ、こういう計画が今回発表されましたというふうに正確に伝えておりますので、その点についても十分御理解、お考えの中で進めていっていただきたいというふうに強く要望いたしながら、私の質問を終わります。

○議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

総務企画の関係で3点伺います。

一つは、先ほど委員長報告の中にありました職員給与の問題ですけれども、合併してこの間、何らかの是正をされてきたのかなあというふうに勝手に思っておりましたけれども、なかなか進んでいないようでございます。正直言って旧各町村の間に格差があったのは事実だと思うんですね。それは合併に向けてそれぞれの旧町村の考え方の違いがありまして、例えば糸貫で言うと、当時の町長に、合併に向けてよそときちんと足並みそろえて是正をしてから合併したらどうやということと言いましたら、私は合併協議会の会長をやっておるのでそういうわけにはいきませんということで断られました。よって、地域性を言うとなんですけれども、旧糸貫の職員は、恐らく他と比べて低だろうと、そういう声もいろいろ聞いておりますけれども、そういったものは是正を考えていくということは、合併してからたびたび話をする中でそういう回答ももらっておりましたけれども、それがなかなか進んでいないというのは一体どういうことなのか、お伺いをしたいと思います。

あと、19年度の当初予算のときに質問した内容でありますけれども、定率減税が全廃をされることによって住民の負担はもちろんふえます。ふえた分が市の収入になってくるということになるわけでありましてけれども、その額が当時6,820万円の増収見込みというふうに説明を受けました。決算をやった段階で、これが一体どうなのかという数字的なことを教えていただければというふうに思っています。

三つ目は、先ほど指定管理のところでも取り上げました行政改革大綱の実施報告の19ページに行政サービスと市税完納要件というのがございます。この中で市の補助金を受けるに当たっては、市税を完納していること等の必要な要件を定めることができるというふうに補助金等交付規則に明記をしたわけでありまして。このことを別に全く否定するつもりはありませんけれども、今、特にこんな景気の状態の中で払いたくても払えない、でも何とか頑張って分割でも払っていつている、そういう非常に善意な人もいますね。横着で払わない人もいます。だから、完納要件というふうに、その文字どおりとってしまうと、少しでも滞納した、少しでもおくれた、そうするともう補助金の対象にはならないというふうに、文字どおりとればそうなっちゃう危険性があるので、機械的な対応

はすべきではないというふうに思っています。せっかくこのように実績報告がありましたので、この件についてその辺のお考えをお伺いしたいと思います。

以上3点です。

○議長（後藤壽太郎君）

3点について、鷺見総務部長。

○総務部長（鷺見良雄君）

まず、第1点目の職員の給与の是正の問題でございます。

合併前のそれぞれの地域でそれぞれの独自の給与体系で運営されていたということで、可能な限り合併時に調整ができているかなというふうに私は考えております。

それ以降、各町村間の給与のばらつき等が若干見られるわけでございますが、それに手をつけてまいりますと、財政的な問題とかいろんな問題があるので、最小限の手当と申しますか、形で対応しているのが現状でございます。一律格差是正と申しますか、是正措置は現在のところ行ってはおりません。

2点目の、定率減税の廃止に伴う決算の影響額の問題でございます。

定率減税の廃止に伴いまして、6,820万の予算時の見込みということでございます。この点につきましては、現段階において制度が廃止された数の概要を確実に捕捉することは非常に難しいということで、税全体における影響額等々から算出しますと、やはりお示しをしております6,820万から6,850万、おおむね予測の数値ということの捕捉をしております。

3点目の市税の完納要件でございます。

基本的にこれはサービスの享受と申しますか、それと義務、負担の公平の観点がございます。そういう観点から、先ほどの質問にもございましたように、税等の徴収未済額、収納未済額と申しますか、徴収漏れを少しでも圧縮しながら、市民の皆さんに平等に負担の公平性を担保しながら、平等にサービスを提供していきたいという願いのもとに完納要件をつけたわけでございます。しかしながら、その運用が一律的であるかどうかという論議につきましては、やはりそれぞれの補助の内容もございますので、その内容を十分勘案しながら適正に行っていきたい、かように考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

1番目の点につきましては、財政的という話で言われまして、合併時にそれなりの調整がされているというふうに考えていたと言われましたけど、先ほど申し上げたようにされていないという結果、今、町村間の格差が生まれているのは事実なので、それを一気に解決するのは無理だから、例えば合併して何年計画でというような話をしておったけれども、何年たってもちょっとも進んでいないというのは非常に残念なわけでありまして、だから、中堅職員がどんどんそのあたりで格差

が出てくると、中で余分なあつれきを生んだり、うまくチームワークがとれないというような危険性もあり得るんで、最小限の手当を何か考えておるといふふうに言われましたけど、最小限じゃなしに、もうちょっと上を目指してこれはやっていかないとよくないだろうといふふうに思っておりますが、それはまた改めてどこかでお伺いすることがあるかもしれませんので考えていってほしいといふふうに思います。

3点目については、適正にそれぞれの補助の目的等に応じて適正にということではなりました。私、答えとして欲しいのは、要するに機械的な対応はしないということではいいんですけども、だから完納と書いてあるから、すべて完納、少しでもおくれた、あるいは1万円のところを5,000円ずつしか払っていないとかという分納もありますよね。だから、そういうことも完納ではないからいかんといふふうに機械的な対応をしないでほしいということなので、そのことだけ答えていただければ私はそれで結構なんですけれども、それが適正という意味で恐らく言われたんだろうとは思いますが、そういうふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○議長（後藤壽太郎君）

鷺見総務部長。

○総務部長（鷺見良雄君）

私の発言で「適正に」のあり方なんですけど、やはり先ほど申しましたように、それぞれの補助金にはそれぞれの補助目的がございまして、それぞれの補助目的に沿った形での交付という形になるかと思っております。

また、分納とか、多分税の国保とか、租税の話の分納とか、そういう問題があっても払いたくても払えないという思いとか、いろんなケースが考えられると思っておりますが、やはり例規上定めるのは完納要件という形になっておりますので例規上は完納要件という形にしておりますが、その取り扱いについては十分慎重に、先ほど申しましたように、補助内容、補助目的に沿った形の中で慎重に考えるべきであろうかと考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

教育委員会にお伺いをしたいと思います。ちょっと憶測で物をしゃべってはいけないので、適切な数字があればまたお示しいただければと思います。

87ページの教育振興事業の中に各小学校の児童数が明記されております。特筆すべきは外山小学校の66名、根尾小の77名というところですね。それでもう一つ、42、43ページに保育園の延べ園児数が明記されています。精華保育園、これは根尾のところですが、4歳以上が延べ214人ですから、4歳以上214人を12で割ると4歳児が約20名で二つに割って10名と……。

〔発言する者あり〕

ごめんなさい、事業報告書と言ったつもりが言っていませんでした。事業報告書の42、43ページ

に書かれている園児数、43ページの神海保育所が延べ人数314人の月平均31人ですから、3学年、3、4、5からすると平均しても1学年に相当すると10人になろうということですね。根尾も214人を単純に10人というふうに計算をして、この87ページの児童数で、17年度現在から20年度を予想していくと、来年度以降に児童数の減に伴ってくる複式化というのが二つの、これたしか一般質問で黒田君かだれかがやられたらと思うんです。多少はあっても、もう両小学校とも完全に複式化になってしまわなければならない状況が出てくるようなその数字の報告書というふうに認識をしているんですが、それが間違いないかどうかという確認をしたいということが一つと、当然そうなってくると3年先、4年先、正直言ってことし生まれているお子さんまでの状況の調査をしていった場合の今後の小学校のあり方について、何らかの形で検討をしていく形、あるいは地域との連携なり協議なり、特に一番大事なものは、地域の人も大事ですけども、実際の親御さんがどういう今感情をお持ちなのかということ是非常に重要な問題だろうと思うんです。ともすると、地域が先に入っちゃいます。子育てをしている人たちがどういう環境をこの人たちは望んでいるかということをサポートするのは地域だと思うんですが、地域が先に来て、親御さん、実際の家族の方は後からという部分が正直言って今までの流れの中、この学校問題の中の流れです。私は、まず実際の家族がどう子供の教育環境を望んでいるかという部分から入っていただきたいと思いますが、私が心配しているような数字の推移であれば、今、私が申し上げた分について何らかの見解をお持ちなら御答弁をいただきたいと思います。教育長、教育事務局長、どちらでも結構です。

○議長（後藤壽太郎君）

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

今、外山小と根尾小の件につきまして御指摘をいただいたわけでございますが、第1点目のまず数の推移についてでございます。そして複式になるかどうかということについてでございますけれども、議員御指摘のように、来年度から両校とも複式が出てまいります。2年生、3年生のところから来年から始まっていくわけでございます。

根尾小につきましては、23年度にそれが複々式になるという数字が、今のままでまいりますとでございますけれども、そんな状況になりまして、23年度以降につきましては、複々式の状態が改善されない状況が続くということでございます。

もう1点のところでございます。来年度、そしてさらに2年、3年後、将来的にどういうふうにしていくのかということでございますけれども、議員御指摘のように親御さん、地域のこともございますけれども、実際に子供を育ててみえる親さん方の御意見を大切にさせていただこうというふうに思っておりますし、来年度から複式に両校とも入ってまいりますので、これにつきましては、ただいま検討しておるところでございますけれども、まず学校の中に研究チームを立ち上げまして、そしてさらに親御さん方、そしてPTA、地域の方々、皆さんの御意見を承りながら方向を模索してまいりたい、そんなふうにご考えておるところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

正直申し上げまして、認識度が私の思いとはちょっと違っておりまして、これはちょっともう少し学校の施設整備も含めて、公共交通機関の問題も含めて、あるいは学校のあり方も含めてトータルの、本当にこの複式学級、あるいは複々式学級という展望が見えてきているという状況下の中で、私、この問題については、こういった本会議でも全協でも初めて議論をさせていただくんですが、今後のあり方について、次代を担っていく人たちがどう自分たちの地域を、自分たちの地域の学校を、自分たちの子供を育てていくか。ともすると、議論をするのが、いわゆる大人の世界の人たちが多くて、子育ての世界の人たちが中心になって議論することが少ない状況が往々にあります。特に審議会なんかに出てきている方たちも、実を言うと大人の方が多い。だから、そうすると、今教育長がおっしゃったように、実際に子供を持っている親御さんたちは、自分たちの子供を育てていくための将来的な通学の圏域も含めて、通学の公共交通も含めて、ある意味では学校の耐震の問題やら整備事業が根尾と神海、両方に混合していくことがどうなるのかと、本当に統合は真剣に議論しなきゃいけないのかという問題を何らかの形で進めないで、このまま本当に複々式でもいいんだいいんだといって、行政側の法律に基づいた数字的にやっていく方がいいのかということ、やっぱりきちっと早急に議論しなきゃいけないだろうというふうに思っていますので、いろいろな保育所の関係もございまして、精華保育園の問題、神海保育所の問題、逆に言うと中学校の存続の問題もありますので、早急にトータルの物事を研究するグループを立ち上げていただきたいというふうに要望だけして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤壽太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

産業建設の関係で一つお伺いします。

先ほど委員長報告の中で除雪の関係の話がございましたが、今年度から対応していきたいというお話ですけれども、具体的に今の予算の中でどういう形で対応をされていくのか、もう少し詳細に説明をいただきたいと思います。

○議長（後藤壽太郎君）

山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田英昭君）

除雪委託の考え方といたしまして、従来は稼働時間に対しての単価ということで委託料の支払いの精算をしておりました。建設協会等の要望もございまして、基本料といたしまして除雪に対応する機械、それぞれの業者の方、除雪に対応する機械をリース、あるいは自己所有、いろいろな形で

保有しています。その機種をこちらの方で、車検証とかそういったもので確認しまして、機種の大
きさによります損料が出てきますので、その損料を、除雪に対しては一応4ヵ月間という期間があ
るわけですが、考え方としては、一部ではございますけれども、一月分の損料ということの基本料
というふうにとらえておりますけれども、その基本料をお支払いします。ただし、その支払いにつ
いては、実際に稼働した分が基本料を上回ればそちらのみになります。いわゆる最低保障という考
え方でございます。そういった対応で本年度は進めさせていただきたいという考えでおります。以
上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

話はわかりましたが、今までの委託料を出す場合の基準が産業建設の中で設けられていますわね。
その基準をこれから変えて、こういう基本料として出せる形に、内規でやっているのか何か知りま
せんけれども、それをこれから変えて対応するという事なんですね。

○議長（後藤壽太郎君）

山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田英昭君）

今おっしゃられましたとおり、内規ということで対応しておるわけですが、今年度から変えさせ
ていただきますということでお願いしまして対応してまいりたいと思います。

○議長（後藤壽太郎君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

19年度の一般会計につきましては、当初の予算のときに定率減税の廃止によって住民負担がふえ
る、その分を全部とは言わないけれども、市民にある程度還元していくべきではないかというよう
なお話とか、あるいは行政改革の進め方の問題についていろいろ私の考えを申し上げ、反対をいた
したところでありますが、今回、そういったことに加えてもう1点申し上げて反対討論としたいと
思います。

何かというと、先ほど文教福祉委員会の委員長報告の中にもありましたように、例えば保育園や
幼稚園のクラス担任の正職員化ということについて4年前にこのことを取り上げて、これは計画的

に正職員化を図っていくという答弁がありました。それからまた2年ぐらいしてから状況を確認し、方針を聞いたところ、二、三年のうちには解決したいという答弁がまだありました。けれども、結果はどうかかという、逆に1人ふえているわけですね。ということになると、幾ら議会で答弁をもらっても、ちょっと物事が進まない、こんな不誠実なやり方はないのではないかというふうに私は言わざるを得ません。よしんば、物事を進めていく中でさまざまなそういう事情があっても進まないというならば、その段階で情報を示して、お互いの話し合いをすべきです。それが情報の共有であり、協働ということになるのではないのでしょうか。そういった点から考えても、19年度のその問題一つ取り上げてみても、やはり非常に問題があると言わざるを得ませんし、議会に対する執行部としての責任という観点から考えてみても、重大な欠陥があると私は言わざるを得ないというふうに強く思っています。そういったこともありまして、今回の決算については反対をいたします。

○議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

平成19年度の決算ということで、前市長がやられてきた19年度であります。今、監査委員の決算意見書をずうっと読んでおりますと、結びにいろいろ書いてあります。19年度も厳しくではあったけど、全体的に監査委員としては健全な財政運営をされた、行政運営をされというふうに読み取れます。よって、19年度の決算については執行部が努力され、適切に執行されてきたということで、私は賛成をいたします。

○議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本案を原案のとおり賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第2号 平成19年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

11時から再開いたしますのでお願いいたします。

午前10時37分 休憩

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 認定第3号及び日程第17 認定第4号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第16、認定第3号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてと日程第17、認定第4号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第3号と認定第4号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

○文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、報告いたします。

認定第3号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、今年度で看護師が1人退職する。職員の適正配置というが、住民サービスを確保するという点から職員配置を考えるべきではという質疑に対し、医師とも相談しながら支障がないような体制を考えていきたいとの答弁がありました。

委員会では、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について、慎重に審査いたしましたが、特に質疑はありませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上であります。

○議長（後藤壽太郎君）

認定第3号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 黒田君。

○1番（黒田芳弘君）

国民健康保険基金の積立金が1億円となっております。これにつきましては、ちなみに18年度も同額の1億円でありました。社会情勢がここに来て大変大きく変化いたしまして、製造業を初めとして企業のリストラがますます進行いたしまして非正規雇用が拡大しております。また、新規採用の内定取り消し等も顕著であるというような報道がテレビ等でもされている中、フリーターやニートといった正職を持たない若い者とあわせまして社会保険から国民健康保険への切りかえが進み、加入者が急激に増加することが明らかであると思います。このことにつきましては、ことしも大き

くかかわってくると思います。この積立金についてどう考えておられるのか。

また、現在の積み立て残高が約7億6,000万ほどとなっておりますが、この積立金につきまして、どれくらいが妥当と考えているのか、またこの基準をどう考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤壽太郎君）

安藤委員長。

○文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

それにつきましての委員会におきましての質疑はありませんでしたので、部長の方からお願い申し上げます。

○議長（後藤壽太郎君）

藤原市民環境部長。

○市民環境部長（藤原俊一君）

今御質問の基金について、1億積み立てしております。その取り扱いについてと、それから今、基金が残で7億6,000万ほどございます。それに対して適当かどうかというようなことでございます。基金条例の中で積み立てにつきましては、事業勘定において決算剰余金が生じたとき、その全部または一部を積み立てることができるとなっております。それと同時に、今7億6,000万ほど基金がございますが、他市の状況を見ますと、瑞穂市では私どもの基準条例と同様でございます。山口市等につきましては、12分の3というようなことも設けられておるということで、大体うちの国保の状況でいきましたら、3ヵ月分ぐらいが妥当かなということを考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（後藤壽太郎君）

1番 黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

今の説明で他市の状況を見て判断というような発言でございましたが、他市も本市のことも考え判断しておるんじゃないかと考えますが、いかがですか。

○議長（後藤壽太郎君）

藤原市民環境部長。

○市民環境部長（藤原俊一君）

本来、国保の関係、うちの方としても条文の方ではそこまではうたっていないんですけども、ほかと同様な考え方で進めておるということでございます。

○議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この間、ずうっと医療改悪というようなことがどんどん進められ、その中で19年度の当初の予算のときにも申しあげました保険財政共同安定化事業がどんどん進められ、そのことが国保会計にも悪影響を及ぼしている、また将来的にもいろんな不安要素を生んできているというようなことも申しあげました。その点ともう一つは、資格証明書の問題を取り上げて討論いたしました。資格証明書については、この前の一般質問で一定の前進を見たというふうには思いますけれども、いずれにしても19年度の決算でございますので、資格証明書の問題についていろいろ質問をしまいいりましたけれども、19年度の中では方向が見出されないままで終わっています。そういったこともあわせ考え、当初に反対した理由と同じことで、この決算についても反対をせざるを得ないというふうに思っております。以上です。

○議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました、原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

国保の特別会計で申し上げれば、19年度に大きく根尾の診療所の関係も含めていろんな経費の削減に努力されておられる。監査報告書の中にこういうふうに記されております。当年度の実質収支は2億9,300万の黒字、ただし単年度収支は7,000万の赤字、施設勘定についても実は同じような部分、単年度収支は64万3,000円の赤字でしたと言いなながらも、努力をされてこういう形で謙虚に運用されている。合併前のそれぞれの国保会計からここまでの間、正直言って保険料の改正が行われることなく今日まで至ったということは、国保に対して非常に職員、あるいは関係機関の努力だろうというふうに私は評価をいたしております。20年度以降、後期高齢者医療制度が出たり、老人保健医療がそういう変わった形の中で、20年度、21年度の国保の推移というのは決算の状況が見られるところでございますが、私は国保の診療所の今後の経営のあり方にも御進言を申しあげました。今、基金の問題でもありましたように、安定的に1億を積んで7億6,000万ということに基金を積み立てられる国保体制であり、7億6,000万というのは実質の医療給付金の約3分の1を超える金額であり、なお2億ほどの繰り越しがあるということは、相当国保の中で余裕のある運営をされているということをつけ加えて賛成討論とさせていただきます。

○議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、認定第3号 平成19年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第4号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第4号 平成19年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

日程第18 認定第5号から日程第20 認定第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第18、認定第5号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから、日程第20、認定第7号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

認定第5号から認定第7号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

○産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、付託されておりました認定第5号、6号、7号について報告をいたします。

認定第5号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、慎重に審査をいたしました。特に質疑はございませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

認定第6号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、質疑において監査委員による決算審査意見書の中、接続啓発及び使用料収入の向上になお一層の努力が望まれると平

成18年度も同様の意見が述べられているが、どのような対応をしているのかの質疑に、接続啓発については、それぞれの管理組合の総代会などにおいて接続率の向上に向けお願いをいたしております。また、使用料収入におきましては、徴収では上水道課、下水道課、別々に行っておりましたが、連携をとりながら行っておりますとの答弁でございました。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

認定第7号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、慎重に審査をいたしましたが、特に質疑はございませんでした。

委員会では、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（後藤壽太郎君）

認定第5号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第5号 平成19年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第6号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定する

ことに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第6号 平成19年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

認定第7号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきものであります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、認定第7号 平成19年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、委員長報告のとおり認定されました。

日程第21 議案第74号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第21、議案第74号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

議案の追加をお認めいただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日提出いたしました追加議案につきまして説明を申し上げます。

議案第74号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から説明申し上げます。

○議長（後藤壽太郎君）

議案第74号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 藤原俊一君。

○市民環境部長（藤原俊一君）

それでは、議案第74号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

お手元に条例改正の概要というのがございます。1ページ目をお開きいただきたいと思います。それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

第8条関係の出産育児一時金についてでございます。このアンダーラインが引っ張ってありますただし書きがございます。これを追加で加えるものです。「ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする」ということでございます。

第2項の方で現行が真ん中にアンダーラインが引っ張ってありますが、「第9条」のところでございますが、これを「次条」と置きかえます。

それから附則の関係でございますが、施行期日でございますが、この条例は平成21年1月1日から施行する。

経過措置といたしまして、改正後の本巢市国民健康保険条例第8条の規定は、施行日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例によるということでございます。以上でございます。

○議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第74号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22 議案第75号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第22、議案第75号 工事請負契約締結について（（仮称）南部ふれあい会館建設工事）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、追加提案の二つ目の議案第75号 工事請負契約締結についてでございます。

工事名は（仮称）南部ふれあい会館建設工事でございます。鉄骨平家建てのふれあい会館の建設工事ということでございます。12月2日に事後審査型制限つき一般競争入札を行いまして、2億4,360万円で落札されました。契約の相手方は、本巣市上真桑1550番地1、上村建設株式会社、代表取締役 上村聖二氏でございます。

本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から御説明申し上げます。

○議長（後藤壽太郎君）

議案第75号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

○教育委員会事務局長（杉山勝美君）

それでは、議案第75号の補足説明をさせていただきます。

今回の提出案件は、（仮称）南部ふれあい会館建設工事の請負契約を締結することから、議会の議決をお願いするものであります。

落札者、上村建設株式会社との間において12月8日付で仮契約を取り交わしております。

それでは、提出内容について御説明をいたします。

まず、工事名につきましては（仮称）南部ふれあい会館建設工事であり、場所は本巣市小柿地内でございます。契約の方法につきましては、事後審査型制限つき一般競争入札で行われ、入札執行一覧表にもございますように4社の申し込みがございましたが、結果は応札3社ということで、1社が辞退という結果でございました。この工事の完成の工期につきましては、平成21年7月31日としてございまして、契約金額は2億4,360万円であります。

なお、工事概要等につきましては、先般、全協での御説明のとおりでございますので省略をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（後藤壽太郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第75号 工事請負契約締結について（（仮称）……。

〔発言する者あり〕

暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

起立全員であります。したがって、議案第75号 工事請負契約締結について（（仮称）南部ふれあい会館建設工事）は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23 発議第13号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第23、発議第13号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。発議第13号について、提出者に説明を求めます。

提出者、19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

それでは、ただいま議題となりました、本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

本巣市議会会議規則（平成16年本巣市議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

提出者、本巣市議会議員 高橋秀和、賛成者、本巣市議会議員 上谷政明、同じく若原敏郎でございます。

この詳細につきましては、全員協議会で御説明申し上げますので、説明は以上でかえさせていただきます。

適正なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者、議席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第13号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第13号を採決します。

発議第13号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第13号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24 発議第14号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第24、発議第14号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第14号について、提出者に説明を求めます。

提出者、19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

それでは、ただいま議題となりました、本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年本巣市条例第38号）の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

提出者、本巣市議会議員 高橋秀和、賛成者、本巣市議会議員 黒田芳弘、同じく浅野英彦。

詳細については全員協議会で申し上げたとおりでございますが、費用弁償の対象となる本巣市議会の会議、本会議及び本巣市議会委員会条例の規定により委員会を限定するためでございますので、

適切な御判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者、議席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第14号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第14号を採決します。

発議第14号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第14号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第25 発議第15号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第25、発議第15号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第15号について、提出者に説明を求めます。

提出者、17番 大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

発議第15号 本巣市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、朗読をもって説明といたします。

本巣市議会議員定数条例（平成16年本巣市条例第188号）の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年12月18日提出、提出者、本巣市議会議員 大西徳三郎、賛成者、本巣市議会議員 大熊和久子、同じく若原敏郎。

別紙の説明をいたします。

本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例。

本巢市議会議員定数条例（平成16年本巢市条例第188号）の一部を次のように改正する。

本則中「21人」を「18人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

提案理由として、議員定数の減員により、経費の削減を図るとともに議会運営の一層の効率化に努めるため、地方自治法第91条第2項の規定に基づき、本巢市議会の定数を改める必要がある。

以上であります。

○議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者、議席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第15号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

○21番（鵜飼静雄君）

この定数の問題につきましては、この間、いろいろ論議をしてみました。とりわけ議員の中からは、当初は民意だから削減すべきだという声がしきりに聞かれました。この間、私もいろんな人と話をしたり、住民の真意はどこにあるかということでもいろいろ話し合い、意見を聞く、そういうようなことをしてまいりました。ほかの議員の人もそうだと思いますけれども、そうした中で多くの方が定数の問題よりも市民の負託にこたえるように、議会としてももう少ししっかりして頑張っ
てほしいという声が多数聞かれました。そうした結果、最近では、この提案理由にも書いてありませんけれども、やはり民意だからという声がほとんど聞かれなくなりました。ということは、本来、もともと理由にしていたことが実際にはそうではないということを証明したようなものだというふうに私は思っています。

もう一つ、ここに経費の削減というふうに書いてありますが、議員の中には、何人とは申しませんけれども、定数を減らして議員報酬を上げてはどうかという声も聞かれます。このことが経費の削減ということを理由に挙げていることと相反する、矛盾することは明らかであります。本当に議会が市民の負託にこたえる議会に脱皮する、そしてこの本巢市という状況の中で議員が議員として

の職責を全うする、議会が議会としての役割を果たす、そのために本当に定数を削減することがいいことなのかということについては、大いに疑問を呈さざるを得ないということでございます。

そういう観点から、この案については反対をいたします。

○議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

ただいま反対討論がございましたので賛成討論を行いたいと思います。

議員の定数につきましては、合併時に合併協議会におきまして長い期間にわたって、それこそ合併協議の最初から最後の段階の長い期間をかけてこの定数が決められた経緯があり、その中での激論の激論という形の中でこの21名が決まってきた経緯があります。

21名が民意を代表しているのかと言われれば、それもどうだったかというほどの議論であったような気がいたします。今回、私どもは本巢市になりまして、職員の定数の削減もさることながら、いろんなところで経費削減を望んできております。この間、行政改革検討委員会という形で行革の問題について執行部に提言を申し上げたり、執行部の行革の計画の中にも御提言申し上げた。また、今回の経費の削減にかかわってくる問題の中でも、るる本巢市の財政を考えていく中での議論をしてきたところでございます。

この議員定数を定めることは、これから来年9月の選挙の4年間を託す議員の定数でございます。私の所轄している総務企画委員会の中でもございましたが、職員の定年による大規模な退職に伴ってくる人的、構造的な問題もありましたと同時に、合併当時からそういった、いわゆる団塊の世代層を中心とした大量の退職した後に計画的に人員を採用するという中でも削減を、効率よい行政を目指すという中で削減をするという形の中でも、その方針も私どもは承認をしてきております。そうした中で、議員だけが21名のままで、来年度以降の4年間、またそれ以降の形を現21名で行くという形ではなく、今回、定数21名、1名欠員の20名の現状の中で1割減という形での18名という形を、私もこの原案のとおり賛成をいたします。

以上の理由で賛成討論とさせていただきます。

○議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより発議第15号を採決します。

発議第15号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、発議第15号 本巢市議会議員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26 発議第16号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（後藤壽太郎君）

日程第26、発議第16号 人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書についてを議題といたします。

発議第16号について、提出者に説明を求めます。

提出者、4番 臼井悦子君。

○4番（臼井悦子君）

発議第16号 人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書について。

人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書について、次のとおり発案する。

平成20年12月18日提出。提出者、本巢市議会議員 臼井悦子。賛成者、本巢市議会議員 船渡洋子、同じく鶴飼静雄。

意見書の発案内容につきましては、皆様のお手元に配付させていただいております意見書の内容を読み上げまして説明にかえさせていただきます。

人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書（案）

近年、高齢者介護事業を筆頭に社会福祉施設等における職員確保が極めて重大な困難に直面しています。介護は、住民の暮らしや安心の確保において、必要な仕事であるにもかかわらず、実際には低賃金、少ない人員配置による長時間で過酷な労働実態が慢性化し、離職者が増加する一方、求職者が減少する悪循環を引き起こしています。介護従事者を育成する専門学校や大学でも定員を大きく割り込むところも少なくありません。

政府与党は10月30日に「追加緊急経済対策」を発表し、介護報酬の3%アップと、1200億円規模の補助を発表しました。しかし、3%で2万円の引き上げとはいうものの、過去2回の改訂で引き下げられた分（△2.3%、△2.4%）の回復にもならず、介護職員の賃金・労働条件改善にはまだまだ不足です。

また、介護報酬の引き上げ分が介護職員の賃金に反映される仕組みづくり、保険料や利用料に転嫁されないようにすることなど、課題もあります。

よって、国におかれては、次年度予算において、少なくとも5%の介護報酬の引き上げを実現し、介護職場の人材確保問題の実効性を伴った解決のため、下記事項について実施されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1、2009年度予算では、国の費用負担によって介護報酬単価の5%引き上げをし、介護施設等の職員の賃金・労働条件を公務員と同等の水準に保障すること。
- 2、同様に、介護施設の職員配置基準の改善をすること。
- 3、引き上げられた報酬単価が、職員の賃金に確実に反映されるよう制度を改めること。
- 4、前項の改善のための費用は、保険料や利用料に転嫁しないようにすること。

平成20年12月18日

岐阜県本巣市議会議長 後藤 壽太郎

衆議院議長	河野 洋平 様
衆議院議長	江田 五月 様
内閣総理大臣	麻生 太郎 様
厚生労働大臣	舛添 要一 様

以上です。皆様の御賛同をお願いします。

○議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

19番 高橋秀和君。

○19番（高橋秀和君）

この意見書について反対ではございませんが、この4番目の、前項の改善のための費用は保険料や利用料に転嫁をしないようにすることという項目のことで、私の見解と提案者の見解が同じであることを願ってお伺いしたいと思います。

介護保険料というのは、御承知のとおり、案分制約がございます。5%にしていった場合にこの案分制約がある、バランスが崩れる形になってくることが予想されます。地方自治体がこの案分を持つと、非常にそれぞれ地方自治体の財政が苦しくなってしまうので、その案分先をどちらに提出者は求められておるのか、お伺いしたいと思います。

○4番（臼井悦子君）

もちろん、保険の利用者が負担を受けるということは大変でございますので、私はこの5%はすべて国の費用として改善してほしいということをお願いしております。

○19番（高橋秀和君）

はい、結構です。

○議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者、議席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第16号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第16号を採決します。

発議第16号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第16号 人材確保問題解決のため介護保険制度の報酬単価の引き上げを求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（後藤壽太郎君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成20年第4回本巣市議会定例会を閉会いたします。

16日間にわたりまして大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員